平成２８年（フ）第５４２号
東京都大田区羽田５丁目16―１―101
債務者　佐藤　浩明
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４６号
東京都台東区北上野１丁目11―６
債務者　中條　　淳
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４７号
東京都中央区日本橋箱崎町22―10―401
債務者　片柳　恵子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７７号
東京都江東区福住１丁目８－８－407
債務者　神　　昭子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８１号
東京都中野区中央３丁目50―１―101
債務者　小林　雄三
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８２号
東京都八王子市西寺方町830―１　メゾンシルクＢ―202
債務者　佐藤　梨絵
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８３号
東京都町田市山崎町457　都営山崎町第２アパート２―103
債務者　福井　總子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８６号
千葉県松戸市二十世紀が丘丸山町52―６　エトワール松戸Ｂ102
債務者　大石　千尋
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９２号
東京都品川区西中延２－６－４　メゾン佐藤201、住民票上の住所東京都墨田区立花５丁目１―25―606
債務者　澄川　雅人
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９５号
東京都品川区荏原６丁目18―６―303
債務者　富田　勝政
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９６号
東京都青梅市河辺町６丁目19―２―105
債務者　安岡　恭真（旧名英行）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９７号
東京都青梅市河辺町６丁目19―２―105
債務者　安岡　雅美
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１１号
東京都大田区上池台１丁目39―13
債務者　石渡　富男
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１４号
東京都中野区上高田１丁目39―６　アーバンスクエア中野Ｅ　201
債務者　児山　　剛
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１５号
東京都港区白金台４丁目15―８―101
債務者　齊藤　貴志
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１０号
北海道旭川市豊岡８条２丁目１番20号
債務者　菅沼　啓吉
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部